

千葉県地域保健臨床研修実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に規定する臨床研修（以下「臨床研修」という。）のうち地域保健・医療の分野の研修として、千葉県保健所（以下「保健所」という）が実施する地域保健臨床研修（以下「研修」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(研修の目的及び内容)

第2条 研修は、臨床研修を受けている医師（以下「研修医」という。）が保健所の役割（地域保健・健康増進への理解を含む。）について理解し、実践することにより、地域保健・医療を必要とする患者及びその家族に対して、全人的に対応できるようになることを目的とする。

2 研修の内容は、別表のとおりとする。

(研修の対象者)

第3条 研修の対象者は、医師法第16条の2第1項に規定する病院（以下「臨床研修病院等」という。）において、医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令（平成14年厚生労働省令第158号。以下「省令」という。）第4条第1項第13号に規定する研修プログラム（以下「研修プログラム」という。）であって、保健所を臨床研修協力施設とする研修プログラムによる臨床研修を受けている研修医とする。

(臨床研修協力施設に関する手続)

第4条 省令第4条又は第5条の申請及び省令第9条の届出を行おうとする病院の開設者が、研修プログラムの新設又は変更により、保健所を新たに臨床研修協力施設としようとするときは、様式第1号により事前に市長に協議しなければならない。

2 市長は、前項の協議に対する承諾の可否を決定し、その結果を様式第2号により臨床研修病院等の開設者に回答するものとする。

(協定の締結)

第5条 前条第2項の規定により承諾する旨の回答を受けた臨床研修病院等の開設者は、地域保健臨床研修の取扱い等に関し、本市と協定を締結する。

2 前項に規定する協定の内容は、千葉市地域保健臨床研修の取扱いに関する協定書(様式第3号。以下「協定書」という。)のとおりとする。

(臨床研修協力施設に係る変更事項)

第6条 保健所長は、省令第8条第1項第9号に規定する事項に変更が生じたときは、協定書第2条の規定により、臨床研修病院等の開設者に通知する。

(研修医の受入手続)

第7条 保健所長は、協定書第3条の規定により、研修医受入承諾書(協定書別紙3)を臨床研修病院等の開設者に送付する。

(研修実施責任者及び臨床研修指導医)

第8条 保健所長は、「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」(平成15年6月12日付け医政発第0612004号厚生労働省医政局長通知。以下「局長通知」という。)における研修実施責任者及び臨床研修指導医として、研修の円滑かつ適切な実施を図り、研修の実施を管理するとともに、研修医に対する指導を行うものとする。

2 保健所長の指名する職員(以下「指導職員」という。)は、その所掌事務に関し、研修医に対する指導を行うものとする。

(研修期間)

第9条 研修期間は、原則として1か月以内とする。

(研修時間)

第10条 研修時間は、原則として月曜日から金曜日(千葉市の休日を定める条例(平成元年条例第1号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。ただし、特に必要があると認めるときには、保健所長が別に定めることができる。

(報酬等)

第11条 本市は、研修医に対して報酬、賃金、居住地から研修場所までの交通

費、食費、その他いかなる経済的な負担も負わない。

(身分及び服務)

第12条 研修医（千葉市立青葉病院及び千葉市立海浜病院の研修医を除く。）には、市職員の身分を与えない。

- 2 研修医は、研修時間中は所定の研修に専念し、研修の目的の達成に努めなければならない。
- 3 研修医は、研修時間中、市職員が遵守すべき法令、条例等を遵守するとともに、保健所長及び指導職員の指導又は指示に従わなければならない。
- 4 研修医は、研修により知り得た情報（公開されるものを除く。）を漏らしてはならない。研修終了後においても同様とする。
- 5 研修医は、研修の成果として論文等を外部へ発表する場合には、事前に保健所長の承認を得なければならない。
- 6 研修医は、病気等により予定されていた研修を受けることができない場合には、あらかじめ保健所長にその旨を連絡しなければならない。

(研修の中止)

第13条 保健所長は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、協定書第9条の規定により臨床研修病院等の開設者に協議の上、研修を中止することができる。

- (1) 研修医が第12条第2項から第6項までに定める服務義務に反する行為を行ったとき。
- (2) 研修を継続することにより業務に支障が生じたとき又はそのおそれがあるとき。
- (3) 研修の目的を達成することが困難であると認められるとき。

(研修結果の通知)

第14条 保健所長は、研修医が所定の研修を終了したときは、その結果を協定書第10条の規定により、臨床研修病院等の開設者に通知する。

(事故責任等)

第15条 臨床研修病院等の開設者及び研修医は、医療行為を研修の内容とする場合は、研修中の医療事故等に備え、医師賠償責任保険に加入し、研修中の事故に関して、自らの責任において対応しなければならない。

- 2 臨床研修病院等の開設者及び研修医は、研修医が故意又は過失をもって第12条第2項から第5項までの規定に反する行為により本市又は第三者に対

して損害を与えた場合は、これらに対して連帯して責任を負わなければならない。

(委任)

第16条 この要綱に定めるほか、研修に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年5月20日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、保健所を臨床研修協力施設とする研修プログラムで既に局長通知による厚生労働大臣への届出を行っているものについては、第4条第2項の規定により承諾する旨の回答をしたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

別表（第2条第2項）

千葉市地域保健臨床研修の内容

- 1 保健所総論 : 保健所行政の概要について理解する。
- 2 健康危機管理 : 地域における健康危機管理体制について理解する。
- 3 医療安全対策 : 医療機関における医療安全対策の重要性を認識するとともに、保健所の医療安全相談窓口での対応について理解する。
- 4 院内感染防止対策 : 医療機関における院内感染防止対策の重要性を認識し、重大な院内感染事故が発生した時の保健所の対応について理解する。
- 5 保健統計 : 死亡診断書の正しい書き方を習得するとともに、人口動態統計その他医療関係の保健統計の意義について理解する。
- 6 母子保健対策 : 子育て支援の立場からなされている乳幼児健康診査、各種育児支援事業など、地域における母子保健事業の体系を理解し、また、児童虐待予防対策の重要性について理解する。
- 7 成人保健対策 : 生活習慣病予防、介護予防を目的として地域で実施されている成人保健対策事業の重要性を理解する。
- 8 食生活改善対策 : 地域における食生活習慣改善を通じた健康づくり対策の重要性について理解する。
- 9 歯科保健対策 : 地域における歯科保健事業について理解する。
- 10 精神保健福祉対策 : 精神保健福祉法及び精神保健福祉に関わる諸制度を理解するとともに、保健所の精神保健業務に参加することにより、医師として精神障害者に対して適切に対応する能力を身につける。
- 11 難病対策 : 難病（特定疾患治療研究事業の対象疾患）や小児慢性特定疾患に関わる制度と、保健所で実施している難病対策事業を理解することにより、医師として難病患者に対して適切に対応する能力を身につける。
- 12 結核対策 : 地域における結核の発生状況を知り、結核予防法及び保健所の結核対策業務を理解することにより、医師として結核患者に対して適切に対応する能力を身につける。
- 13 感染症対策 : 感染症法及び保健所の感染症対策業務を理解し医師として、感染症発生時に適切に対応する能力を身につける。
- 14 エイズ対策 : 保健所のエイズ対策業務について理解し、医師としてエイズ患者・HIV感染者に対して適切に対応できる能力を身につける。

- 1 5 予防接種対策 : 予防接種法に基づく予防接種の意義と方法、市町村における予防接種実施体制について理解する。
- 1 6 環境衛生対策 : 保健所の環境衛生業務について理解し、医師として、生活環境に由来する健康被害に対して適切に対応する能力を身につける。
- 1 7 食中毒防止対策 : 食中毒を防止するために保健所が行っている業務について理解するとともに、医師として食中毒患者発生時に適切に対応する能力を身につける。
- 1 8 地方卸売市場・食鳥処理場における食品衛生対策 : 食品流通の拠点である地方卸売市場での監視指導及び食鳥肉の流通の拠点である食鳥処理場での食鳥検査業務について理解する。
- 1 9 保健福祉センターにおける地域保健活動 : 住民に身近な保健サービスの拠点である保健福祉センターでの地域特性に基づいた保健活動について理解する。

様式第1号（第4条第1項）

年 月 日

（あて先）千葉市長

病院開設者

印

臨床研修協力施設に関する協議について

医師臨床研修の研修プログラムを作成するに当たり、千葉市保健所を臨床研修協力施設としたいので、下記のとおり協議します。

記

病 院 名	
区 分	単独型臨床研修病院 管理型臨床研修病院
新設又は変更する研修プログラム名	

（注）区分欄は、いずれかを○で囲む。

様式第2号（第4条第2項）

千 第 号
年 月 日

病院開設者

様

千葉市長

印

臨床研修協力施設に関する協議について（回答）

年 月 日付けで協議のありましたこのことについて、下記のとおり回答します。

記

病 院 名	
新設又は変更する研修プログラム名	
臨床研修協力施設とする保健所名	千葉市保健所
承諾・不承諾の別	承 諾 ・ 不承諾 （いずれかを○で囲む） （不承諾の場合の理由）

（注）承諾の場合、局長通知に規定する次の書類を添付すること。

- 1 様式4 臨床研修協力施設概況表
- 2 様式5 臨床研修承諾書

別紙1（協定書第2条）

臨床研修協力施設変更事項届出書

年 月 日

病院開設者

様

千葉市保健所長

医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令（平成14年厚生労働省令第158号）第8条第1項第9号に規定する事項について、当保健所にて下記のとおり変更がありましたので、千葉市地域保健臨床研修の取扱いに関する協定書第2条の規定により通知します。

記

変更があった事項 1 管理者の氏名 2 研修医の指導を行う者及びその担当分野 3 その他（ ）
変更の内容

- (注) 1 変更があった事項欄は、該当する番号を○で囲むこと。
2 研修医の指導を行う者及びその担当分野に変更があった場合は、指導医名簿（省令第9条の別紙4）を添付のこと。

別紙2（協定書第3条第1項）

研修医受入申込書

年 月 日

（あて先）千葉市保健所長

病院開設者

印

千葉市地域保健臨床研修の取扱いに関する協定書第3条第1項の規定により、下記のとおり申込みします。

記

研修医

ふりがな 氏名	生年月日	性別	現住所 (電話番号)	研修希望期間
				年 月 日 ～ 年 月 日
				年 月 日 ～ 年 月 日
				年 月 日 ～ 年 月 日

（注）添付書類（研修医ごと）

- 1 履歴書（市販の用紙に記入したもの、又は病院が作成した履歴事項調書等）
- 2 医師免許証の写し
- 3 医療行為を研修の内容とする場合は、医師賠償責任保険の加入がわかる書類（保険証書の写しなど。未加入の場合は研修開始日までに病院が責任を持って当該研修医に保険に加入させる旨の誓約書（様式は任意））

別紙3（協定書第3条第2項）

研修医受入承諾書

年 月 日

病院開設者

様

千葉市保健所長

年 月 日付けで申込みのありました研修医受入れについては、下記のとおり承諾しましたので、千葉市地域保健臨床研修の取扱いに関する協定書第3条第2項の規定により通知します。

記

氏 名	受入の可否	研修期間
		年 月 日 ～ 年 月 日
		年 月 日 ～ 年 月 日
		年 月 日 ～ 年 月 日

別紙4（協定書第8条）

誓 約 書

年 月 日

（あて先）千葉市長

病院名

氏 名 （直 筆 署 名）

私は、千葉市地域保健臨床研修を受けるに当たり、下記の事項を遵守することを誓います。

記

- 1 研修期間中は、所定の研修に専念し、研修目的の達成に努めます。
- 2 研修時間中は、千葉市職員が遵守すべき法令、条例等を遵守するとともに、保健所長及びその他研修に関わる職員の指導又は指示に従います。
- 3 研修により知り得た情報（公開されているものを除く。）は一切漏らしません。研修終了後においても同様とします。
- 4 研修の成果を論文等により外部へ発表する場合には、事前に保健所長の承認を得ます。
- 5 病気等により予定されていた研修を受けることができない場合には、あらかじめ臨床研修指導医にその旨連絡します。
- 6 医療行為を研修内容とする場合は、研修中の医療事故等に備えて、医師賠償責任保険に加入し、研修中の事故に関して、自らの責任で対応します。
- 7 故意又は過失をもって、上記1から5までの事項に反する行為により千葉市又は第三者に対して損害を与えた場合は、これらに対して責任を負います。

別紙5（協定書第10条）

研修結果通知書

千 第 号
年 月 日

病院開設者

様

千葉市保健所長

印

このことについて、千葉市地域保健臨床研修の取扱いに関する協定書第10条の規定により、下記のとおり研修結果を通知します。

記

研修医氏名	研修期間	研修すべき 日数	研修日数 (欠席日 数)	備考
	年 月 日 ～ 年 月 日			
	年 月 日 ～ 年 月 日			
	年 月 日 ～ 年 月 日			
	年 月 日 ～ 年 月 日			